

## 令和 4 年度岩手県自殺対策普及啓発業務企画提案書作成要領

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 4 年度岩手県自殺対策普及啓発業務」（以下「本業務」という。）に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、「資料 1 企画コンペ実施要領」を確認の上、本作成要領により、企画提案に必要な書類を提出するものとする。

### 1 現状認識とこれまでの取組

岩手県の自殺者は、厚生労働省の人口動態統計によると、令和 3 年は 193 人（対前年比 63 人減）、人口 10 万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は 16.2 人と、高い順で全国 26 位となり、対前年比で大幅に減少したが、いまだに、200 人近い方が自殺で亡くなられていることをしっかり受け止め、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現が課題となっている。

性別では男性が全体の約 7 割を占め、年齢別では、男性は働き盛り世代である 40 歳代から 50 歳代、女性は 80 歳以上の高齢者に自殺者が多い状況にあり、このような自殺者の多い年代への重点的な支援が必要となっている。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波では、多くの方の命と生活が奪われ、震災後も、健康問題や居住環境の変化等によるストレスから自殺のリスクが懸念されており、被災者等のこころのケアに中長期にわたり取り組む必要がある。

こうした自殺をめぐる情勢を踏まえ、岩手県においては、平成 27 年 3 月に「岩手県自殺対策アクションプラン」を策定し、一人でも多くの自殺を防ぐため、官民一体となった取組を推進し、更に、平成 27 年 7 月には、県内の官民 49 機関・団体で構成する「岩手県自殺対策推進協議会」において「岩手県自殺予防宣言」を行った。

その後、令和 2 年の自殺死亡率が、6 年ぶりに高い順で全国一位となったことなどを踏まえ、宣言の改定を行い、県民とともに自殺予防に取り組む社会づくりに向け、官民連携の対策強化を図っているところである。

#### 1 理解の輪を広げる

県民一人ひとりが、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が、深刻な心の悩みの原因となることを認識し、自分や身近にいる人の心の不調に気づき、寄り添いながら、問題に応じた専門機関につなぐなど適切に対処できるよう、セルフケアの普及やゲートキーパーなどの自殺対策の担い手を養成し、理解の促進を図ります。

#### 2 連携の輪を広げる

それぞれの地域が自らの地域の課題に対応した自殺対策を推進するため、地域の様々な分野の関係機関・団体によるネットワークを構築し、それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有しながら、連携して取り組みます。

#### 3 行動の輪を広げる

関係機関・団体がそれぞれの役割を担い、自殺を防ぐ活動が全県に広がるよう、積極的な普及啓発活動などに取り組みます。

なお、平成 29 年 7 月に閣議決定された国の自殺総合対策大綱では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、地域レベルの実践的な取組の更なる推進、若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の更なる推進を掲げているが、令和 4 年 8 月頃に改定予定の新大綱の在り方を議論する「自殺総合対策の推進に関する有識者会議報告書」（令和 4 年 4 月公表）によると、新型コロナの影響で自殺の要因となる得る様々な問題が悪化しており、自殺者数が増加した、子ども・若者や女性への支援を強化する必要があると述べられている。

これらを踏まえ、本事業では、命の大切さ、自殺につながるサイン、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。）の基礎的な知識、悩んでいる人に気づいた際の対応の仕方、自身での心のセルフケアの仕方、相談窓口などについて、広く県民の方に周知、浸透を図ることにより、県民一人ひとりが自殺予防の主役となり取り組んでいくことを目指すものである。

## 2 企画提案書等

参加者は、「資料 2 業務仕様書」を踏まえ、下記の必要書類を作成し、提出するものとする。

### (1) 企画提案書

#### ア 記載内容

- (ア) 本県の自殺対策運動や広報活動実施時に使用するキャッチコピー案  
(資料 2 4(1)ア～エの内容)
- (イ) 上記アを使用したテレビ及びラジオCM新規企画案
- (ウ) 新聞広告による広報活動の企画案（イメージコンテンツ画作成）  
掲載時期、掲載規格、掲載回数、掲載する広告のイメージ例
- (エ) 特設WEBサイトの企画構成・コンテンツ案
- (オ) SNS 広告による広報活動の実施案  
掲載媒体、掲載期間、掲載回数、掲載する広告案
- (カ) 自殺対策の担い手育成を目的としたフォーラムの企画案
- (キ) 上記ア及びアイばあちゃんとコラボレーションしたシンボルマーク案
- (ク) 業務実施スケジュール  
上記ア～キの企画、制作、実施時期（契約から令和 5 年 3 月まで）
- (ケ) その他自由提案

#### イ 構成

- (ア) 企画提案書本文（任意様式）
- (イ) 業務の実施体制（任意様式）  
委託業務を確実に実施・履行するための組織体制（業務分担、担当者名簿）、連絡体制等を詳細に示すこと。
- (ウ) 再委託等の有無及び予定
- (エ) 過去 5 年間における類似の業務実績

### (2) 費用積算内訳書

- ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。また、SNS 広告とそれ以外の内容に分けた内訳とすること。

イ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の 100 分の 110 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

- (3) 参加者の概要が分かる資料  
会社等のパンフレット等でも可とする。

### 3 提出部数

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| (1) 企画提案書        | 8 部（正本 1 部、副本 7 部） |
| (2) 費用積算内訳書      | 8 部（正本 1 部、副本 7 部） |
| (3) 参加者の概要が分かる資料 | 1 部                |

### 4 その他留意事項

- (1) 提案は全て、企画提案書に記載すること。
- (2) 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。
- (3) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- (4) 実現可能な提案を提出すること。実施に当たって、不確定要素や県・関係機関等の協力要件がある場合は、具体的かつ明確にその内容を示すこと。
- (5) 企画提案書を作成するにあたり、写真、記事又はイラスト等を使用する場合は、その所有者や保有者等から承諾を得ること。
- (6) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- (7) 企画提案書は A 4 版とし、長辺を綴じること。なお縦使い・横使いの指定はしない。